

# 令和8年度分 市民税・県民税申告の手引き

今年の市民税・県民税の申告期限は 3月16日(月)です。申告が必要な方は、期限までに申告をお願いします。 吳市

## 申告会場のご案内

申告の受付は、番号札（当日分）の配付または事前予約により行います。会場整理の都合上、予約者を優先してご案内します。

番号札（当日分）に限りがありますので、受付終了時間前に番号札の配付を終了する場合があります。

申告について  
(吳市ホームページ)

### 市役所本庁会場(市民税課(3階))

受付時間 8時45分～12時、13時～17時  
(3月16日(月)は16時まで)

日程	会場
2月16日(月)	
2月17日(火)	
2月18日(水)	
2月19日(木)	
2月20日(金)	
2月24日(火)	
2月26日(木)	
2月27日(金)	
3月2日(月)	
3月4日(水)	
3月5日(木)	
3月6日(金)	
3月9日(月)	
3月11日(水)	
3月12日(木)	
3月13日(金)	
3月16日(月) 16時まで	市役所本庁会場 (市民税課(3階))

※本庁会場は、8時45分から受付を開始します。  
※以下の日程は、本庁会場での受付はありませんのでご注意ください。  
・2月25日(水)  
・3月3日(火)  
・3月10日(火)

### 出張会場

受付時間 9時～12時、13時～16時

(駐車場に限りがあるため、なるべく公共交通機関をご利用ください。)

地 区	日 程	会 場
宮 原	2月2日(月)	宮原支所
広 広	2月3日(火)～5日(木)	広市民センター
川 尻	2月6日(金)	川尻市民センター
音 戸	2月9日(月)・10日(火)	音戸市民センター
昭 和	2月12日(木)・13日(金)	昭和市民センター
警 固 屋	2月17日(火)	警固屋支所
倉 橋	2月18日(水)	くらはし桂浜温泉館
天 応	2月19日(木)	天応市民センター
吉 浦	2月20日(金)	吉浦市民センター
安 浦	2月25日(水)～27日(金)	安浦まちづくりセンター
豊 豊	3月3日(火)	豊まちづくりセンター
浜 豊	3月4日(水)	豊浜まちづくりセンター
蒲 刈	3月5日(木)	蒲刈市民センター
下蒲刈	3月6日(金)	下蒲刈まちづくりセンター
郷 原	3月10日(火)	郷原市民センター
仁 方	3月11日(水)	仁方市民センター
阿 賀	3月12日(木)・13日(金)	阿賀市民センター

※確定申告のうち、青色申告、住宅借入金等特別控除、土地・建物の譲渡所得、先物取引の雑所得、株式の譲渡所得、上場株式などの配当所得、山林所得などを申告される方は、税務署で申告してください。

申告予約について  
(吳市ホームページ)

### 吳市公式LINEアカウントから事前予約ができます

●予約受付期間 令和8年1月26日(月)10時～予約対象日の2日前(土・日曜日・祝日を除く)の17時まで。

●予約のキャンセル 予約完了画面のキャンセルボタンから予約対象日の2日前(土・日曜日・祝日を除く)の17時まで。

●予約方法 以下の手順に沿って予約してください。

申告予約について  
(吳市ホームページ)

#### STEP 1 (友だち追加)

右のQRコードを読み込むまたは「友だち追加」から「@kurecity」で検索  
※登録済みの方は、QRコードを読み込んだ場合、予約画面に遷移



#### STEP 2 (予約手続)

「手続など」→「相談・イベント・講座予約」→「市・県民税申告受付予約」から必要事項を入力し予約

#### STEP 3 (申告当日)

予約時間の10分前に会場へ

※予約時間から15分以上遅れると、その予約は無効となります。(例: 10:00～10:30の枠の場合、10:15を過ぎると無効)

## 市民税・県民税の電子申告が始まります

詳細は12ページをご確認ください

令和8年度分から、マイナンバーカードを利用して、市民税・県民税の申告ができます。

スマートフォンやパソコンから「eLTAX個人住民税電子申告システム」に簡単にアクセスできます。

電子申告について  
(吳市ホームページ)

### 電子申告に必要なもの

- マイナンバーカード
- 券面事項入力補助用パスワード(数字4桁)
- 署名用電子証明書用パスワード(英数字6～16桁)の入力が必要です。
- スマートフォンまたはパソコン
- 申告内容を確認するための書類(詳細は、3ページをご確認ください。)
- 申告受付完了等の連絡を受信するメールアドレス

電子申告について  
(吳市ホームページ)



吳市個人住民税電子申告検索



### 申告会場での電子申告

申告会場に、お持ちのスマートフォンを使用して電子申告を行うことができるコーナーを設置します。操作方法をご案内しますので、是非ご利用ください。

## 郵送などによる申告も受け付けています

手書きで作成した申告書または以下のURLから作成し印刷した申告書を郵送してください。

●URL [https://jscloud.sunnet.co.jp/shiminzei\\_kure\\_R8/](https://jscloud.sunnet.co.jp/shiminzei_kure_R8/)

●同封が必要な資料 マイナンバーの確認と本人確認ができるものの写し、前年中の収入、控除等が分かる書類(源泉徴収票、社会保険料の納付済額のお知らせなど)

●提出先 〒737-8501 吳市役所 市民税課 【住所不要】

申告書専用ポスト(市民税課及び各出張会場に設置)や各市民センター窓口へ提出する場合は、切手不要です。

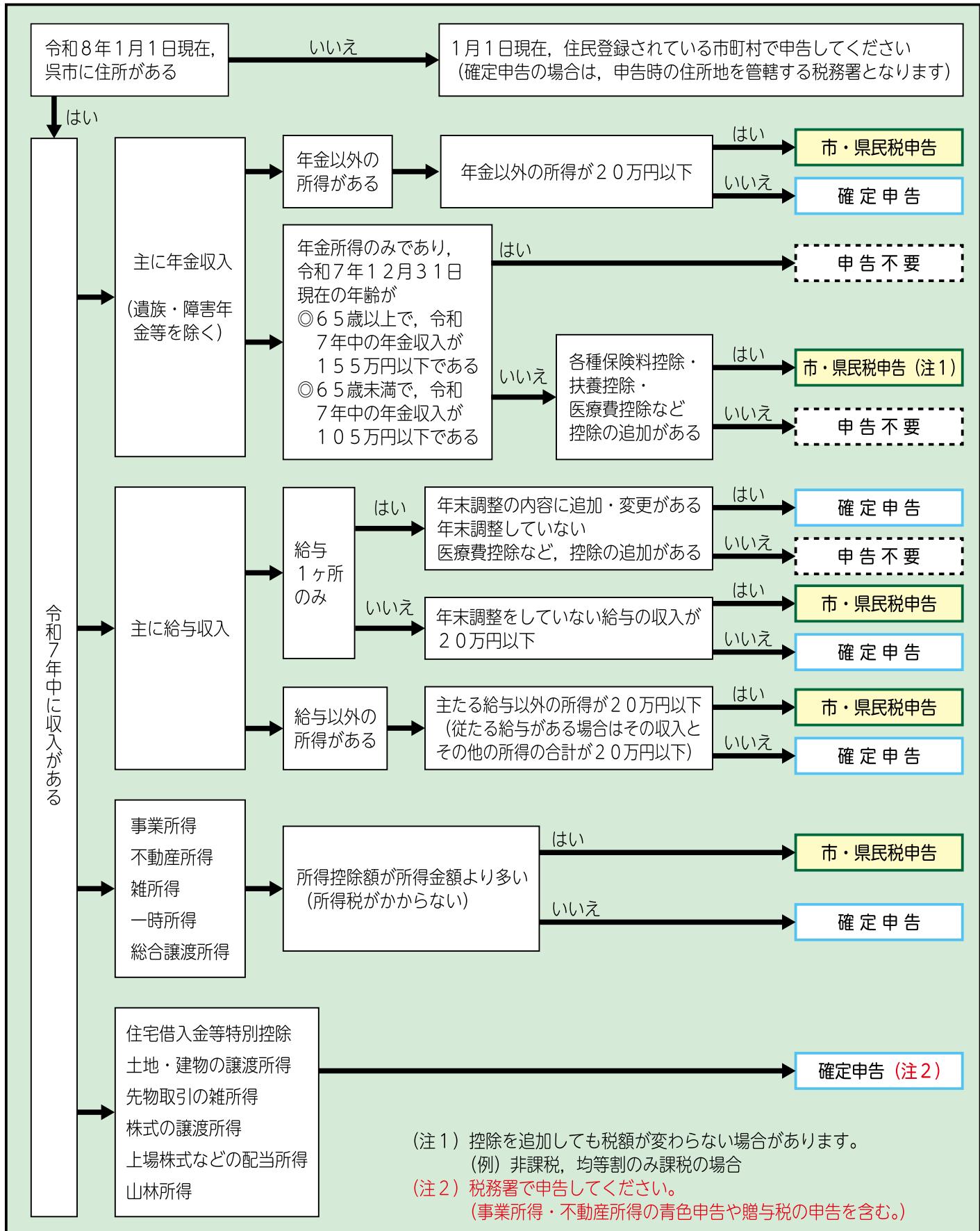
申告書作成について  
(吳市ホームページ)



詳しく述べ  
こちら

申告会場は多くの方がお越しになり、例年大変混雑します。電子申告や郵送などによる申告をお願いします。  
市民税・県民税の申告に関するお問い合わせ先 吳市役所市民税課 電話(0823)25-3193～3197

## 申告が必要かどうか確認してみましょう



**所得税の確定申告に関するお問い合わせ先 呉税務署 電話 (0823) 23-2424**  
**所得税の確定申告をされた方は、市民税・県民税の申告は必要ありません。**

## 申告の際に必要なもの(例)

共通  
所得のわかるもの

控除のわかるもの

1. 申告書
2. マイナンバーの確認と本人の確認に必要な書類
3. 給与・年金収入がある方は、源泉徴収票
4. 営業・不動産・農業の収入がある方は、収入と経費がわかる帳簿類（収支計算書など）  
※収入と経費がわかる帳簿類はあらかじめ作成しておいてください。
5. 個人年金がある方は、保険会社などから交付された「支払年金額等のお知らせ」などの書類
6. 社会保険料控除の適用を受ける方は、支払額が証明できる書類  
(源泉徴収票に記載がある場合は不要です。)  
※呉市が発行する「納付済額のお知らせ」（国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料）  
は、今年度から保険料ごとの送付となります。  
※普通徴収（納付書・口座振替）により納付した社会保険料について、控除の適用を受ける場合は、  
実際に保険料を負担した方で申告する必要がありますのでご注意ください。
7. 生命保険料控除・地震保険料控除の適用を受ける方は、控除証明書など支払額が証明できる書類
8. 医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用を受ける方は、明細書  
※医療費控除の明細書は、前年中に自己又は生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療  
費について、領収書から必要事項を記入します。領収書の添付又は提示の必要はありません。  
なお、領収書から必要事項を記入する際は、「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病  
院等」ごとにまとめて記入してください。  
※医療費通知を添付する場合は、原本が必要です。その際、領収書から必要事項を転記する必要はあ  
りません。
9. 障害者控除の適用を受ける方は、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手  
帳・年齢65歳以上で福祉事務所長等の認定を受けた場合はその認定書
10. 寄附金税額控除を受ける方は、領収書又は証明書  
※ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請書を提出されても、市民税・県民税申告書を提出さ  
れる場合は、領収書又は証明書が必要です。

## 令和8年度の市民税・県民税の主な改正点について

### ●給与所得控除の見直し

給与所得控除について、最低保障額が10万円引き上げられ、65万円となります。給与等の収入金額が  
190万円以下の場合は、その収入金額から65万円を差し引いた金額が給与所得金額となります。

詳細は、5ページの「⑥給与」概要欄をご確認ください。

### ●所得要件等の見直し

各種扶養親族等に係る所得要件等が10万円引き上げられます。

詳細は、9~10ページをご確認ください。

### ●特定親族特別控除の創設

19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者を除く。）のうち、前年の合  
計所得金額が58万円超123万円以下の特定親族を有する場合の所得控除が創設されます。

詳細は、10ページの「⑫特定親族特別控除」概要欄をご確認ください。

※扶養親族等の所得要件の引き上げにより、扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る「扶養控除」  
等の適用を受けようとする場合や、「特定親族特別控除」の適用を受けようとする場合には、申告をする  
必要があります。

## 市民税・県民税申告書の記入例

◎令和7年1月1日から令和7年12月31日までの状況について、5ページからの説明をよく読み、番号に沿って記入してください。

**黒い太枠内** の事項は、必ず記入してください。

記入できる方は、緑・赤・青枠  ~  も記入をお願いします。

添付いただいた源泉徴収票に被扶養者の氏名や障害者控除等の記載があったとしても、申告書に記入がない場合は、控除を受けられません。

**令和8年(2026年)度分 市民税・県民税 申告書**

整理番号	1
業種又は職業	パート
電話番号	25-△△△△
申告者のマイナンバーを記入してください。	
現住所	呉市中央4丁目1-6
令和8年1月1日現在の住所	同上
フリガナ	クレシ タロウ
提出年月日	年 月 日
氏名	呉市 太郎
生年月日	明・大・昭 平・令 30・5・5
世帯主の氏名	呉市 太郎
個人番号	1234567890
続柄	本人

**記入例 4**

**記入例 2**

**記入例 3**

**記入例 5**

5つめページ『収入金額等』『所得金額』について参考

訂正例

7~11ページ  
『所得から差し引かれる金額』  
について参照

## 『収入金額等』『所得金額』について

記入例③

次の説明を参考に、

### 『 収入 - 必要経費 = 所得 』

を計算してください。

収入・・・申告書おもて面『**1 収入金額等**』の「ア～シ」  
所得・・・申告書おもて面『**2 所得金額**』の「①～⑫」

所得の種類	概 要	必 要 経 費 等												
事 業  ① 営 業 等	卸売業・小売業・飲食店業・製造業・修理業・建設業・サービス業・医師・弁護士・税理士・建築士・作家・画家・外交員・ホステス・集金人・漁業などの事業から生ずる所得	その収入を得るために要した費用（売上原価・地代・雇人費・減価償却費・事業用固定資産税等の租税公課・修繕費・損害保険料など） ★生活費は含みません。 ○所得①②③の収入・必要経費はうら面⑦欄に記入 ○内訳は、別紙『収支計算書』に記入												
	② 農 業 米・麦・花・果樹などの栽培、家畜などの飼育、酪農品の生産などから生ずる所得													
③ 不 動 产	貸家・貸室・貸事務所・貸アパート・貸住宅・月極駐車場・借地権設定などによる所得													
④ 利 子	国外で支払われる預貯金の利子など国内で所得税が源泉徴収されないものなどによる所得	なし												
⑤ 配 当	株式・出資金などの利益の配当、投資信託等（一部除く）の収益の分配などによる所得 内訳は申告書うら面⑧欄に記入	株式の取得や出資のために借り入れた負債の利子												
⑥ 給 与	俸給・給与・賃金・歳費・賞与などの所得  〈給与所得の求め方〉													
	<p>給与収入金額 (源泉徴収票の支払金額)</p> <p>(a) 円</p> <p>申告書おもて面 1 欄 「力」へ転記</p> <p>マイナスの時は0円 (c) 円</p>													
<p>給与所得の速算表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与収入金額 (a)</th> <th>給与所得の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～1,899,999 円</td> <td>(a) - 650,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,900,000～3,599,999 円</td> <td>(a) ÷ 4 = (b) × 2.8 - 80,000 円 (b) _____,000円 (千円未満切捨て)</td> </tr> <tr> <td>3,600,000～6,599,999 円</td> <td>(b) × 3.2 - 440,000 円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000～8,499,999 円</td> <td>(a) × 0.9 - 1,100,000 円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000 円～</td> <td>(a) - 1,950,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>マイナスの時は0円 (c) 円</p> <p>↓</p> <p>次頁に続く</p>			給与収入金額 (a)	給与所得の金額	1～1,899,999 円	(a) - 650,000 円	1,900,000～3,599,999 円	(a) ÷ 4 = (b) × 2.8 - 80,000 円 (b) _____,000円 (千円未満切捨て)	3,600,000～6,599,999 円	(b) × 3.2 - 440,000 円	6,600,000～8,499,999 円	(a) × 0.9 - 1,100,000 円	8,500,000 円～	(a) - 1,950,000 円
給与収入金額 (a)	給与所得の金額													
1～1,899,999 円	(a) - 650,000 円													
1,900,000～3,599,999 円	(a) ÷ 4 = (b) × 2.8 - 80,000 円 (b) _____,000円 (千円未満切捨て)													
3,600,000～6,599,999 円	(b) × 3.2 - 440,000 円													
6,600,000～8,499,999 円	(a) × 0.9 - 1,100,000 円													
8,500,000 円～	(a) - 1,950,000 円													
<p>1. 給与収入金額(a)とは・・・源泉徴収票の「支払金額」です。手取り額や源泉徴収税額などを差し引いた後の金額ではありません。 2. 源泉徴収票が複数ある場合・・・すべての「支払金額」を合計して(a)に記入し、給与所得金額を計算してください。 3. 源泉徴収票が未交付、紛失している場合・・・源泉徴収票は支払元の事業所が作成します。事業所で交付を受けてください。 4. 源泉徴収票の取得が不可能な場合・・・申告書うら面の⑥欄にできるだけ正確に記入してください。この場合、「合計」に記載した金額を(a)に記入し、給与所得金額を計算してください。</p>														



所得の種類	概要																																																												
⑥ 紙　与	<p>下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。</p> <p><b>1 紙与収入金額(a)が850万円を超える場合</b></p> <p>(1) 本人が特別障害者に該当する。      (2) 年齢23歳未満の扶養親族を有する。      (3) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する。</p> <p>所得金額調整控除額 = [給与収入金額(a) (給与等の収入が1,000万円を超える場合には1,000万円) - 850万円] × 10% =</p> <p style="text-align: right;">(d)</p> <p>この控除は、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限はありません。例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。</p> <p><b>2 紙与所得控除後の紙与所得の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、紙与所得控除後の金額(c)と公的年金等に係る雑所得(P7参照)の金額の合計額が10万円を超える場合。</b></p> <p>所得金額調整控除額 = [給与所得金額(c) (10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(P7参照) (10万円を超える場合は10万円)] - 10万円 =</p> <p style="text-align: right;">(e)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">給与所得金額 (c)-(d)-(e)</p> <p>→ 申告書おもて面 ②欄「⑥」へ転記</p>																																																												
⑦ 公的年金等	<p>公的年金等の所得 + 業務に係る雑所得 + その他の雑所得 = ⑩雑所得</p> <p>国民年金・厚生年金・共済年金・船員年金・恩給等による所得 (遺族年金、扶助料、障害年金は含まれません。)</p> <p>〈公的年金等の所得の求め方〉</p> <p>公的年金等の収入金額 (源泉徴収票の支払金額) (a) 円</p> <p>→ 申告書おもて面 ①欄「キ」へ転記</p> <p>65歳未満の方の所得計算表（昭和36年1月2日以後に生まれた方）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">公的年金等の 収入金額 (a)</th> <th colspan="3">公的年金等の所得金額(小数点以下切捨て)</th> </tr> <tr> <th colspan="3">公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額(※2)</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下の場合</th> <th>1,000万円を超え 2,000万円以下の場合</th> <th>2,000万円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~1,299,999円</td> <td>(a)-600,000円</td> <td>(a)-500,000円</td> <td>(a)-400,000円</td> </tr> <tr> <td>1,300,000~4,099,999円</td> <td>(a)×0.75-275,000円</td> <td>(a)×0.75-175,000円</td> <td>(a)×0.75-75,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000~7,699,999円</td> <td>(a)×0.85-685,000円</td> <td>(a)×0.85-585,000円</td> <td>(a)×0.85-485,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000~9,999,999円</td> <td>(a)×0.95-1,455,000円</td> <td>(a)×0.95-1,355,000円</td> <td>(a)×0.95-1,255,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000円~</td> <td>(a)-1,955,000円</td> <td>(a)-1,855,000円</td> <td>(a)-1,755,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>65歳以上の方の所得計算表（昭和36年1月1日以前に生まれた方）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">公的年金等の 収入金額 (a)</th> <th colspan="3">公的年金等の所得金額(小数点以下切捨て)</th> </tr> <tr> <th colspan="3">公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額(※2)</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下の場合</th> <th>1,000万円を超え 2,000万円以下の場合</th> <th>2,000万円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~3,299,999円</td> <td>(a)-1,100,000円</td> <td>(a)-1,000,000円</td> <td>(a)-900,000円</td> </tr> <tr> <td>3,300,000~4,099,999円</td> <td>(a)×0.75-275,000円</td> <td>(a)×0.75-175,000円</td> <td>(a)×0.75-75,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000~7,699,999円</td> <td>(a)×0.85-685,000円</td> <td>(a)×0.85-585,000円</td> <td>(a)×0.85-485,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000~9,999,999円</td> <td>(a)×0.95-1,455,000円</td> <td>(a)×0.95-1,355,000円</td> <td>(a)×0.95-1,255,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000円~</td> <td>(a)-1,955,000円</td> <td>(a)-1,855,000円</td> <td>(a)-1,755,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>↓ 次頁に続く</p>	公的年金等の 収入金額 (a)	公的年金等の所得金額(小数点以下切捨て)			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額(※2)			1,000万円以下の場合	1,000万円を超え 2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合	1~1,299,999円	(a)-600,000円	(a)-500,000円	(a)-400,000円	1,300,000~4,099,999円	(a)×0.75-275,000円	(a)×0.75-175,000円	(a)×0.75-75,000円	4,100,000~7,699,999円	(a)×0.85-685,000円	(a)×0.85-585,000円	(a)×0.85-485,000円	7,700,000~9,999,999円	(a)×0.95-1,455,000円	(a)×0.95-1,355,000円	(a)×0.95-1,255,000円	10,000,000円~	(a)-1,955,000円	(a)-1,855,000円	(a)-1,755,000円	公的年金等の 収入金額 (a)	公的年金等の所得金額(小数点以下切捨て)			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額(※2)			1,000万円以下の場合	1,000万円を超え 2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合	1~3,299,999円	(a)-1,100,000円	(a)-1,000,000円	(a)-900,000円	3,300,000~4,099,999円	(a)×0.75-275,000円	(a)×0.75-175,000円	(a)×0.75-75,000円	4,100,000~7,699,999円	(a)×0.85-685,000円	(a)×0.85-585,000円	(a)×0.85-485,000円	7,700,000~9,999,999円	(a)×0.95-1,455,000円	(a)×0.95-1,355,000円	(a)×0.95-1,255,000円	10,000,000円~	(a)-1,955,000円	(a)-1,855,000円	(a)-1,755,000円
公的年金等の 収入金額 (a)	公的年金等の所得金額(小数点以下切捨て)																																																												
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額(※2)																																																												
	1,000万円以下の場合	1,000万円を超え 2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合																																																										
1~1,299,999円	(a)-600,000円	(a)-500,000円	(a)-400,000円																																																										
1,300,000~4,099,999円	(a)×0.75-275,000円	(a)×0.75-175,000円	(a)×0.75-75,000円																																																										
4,100,000~7,699,999円	(a)×0.85-685,000円	(a)×0.85-585,000円	(a)×0.85-485,000円																																																										
7,700,000~9,999,999円	(a)×0.95-1,455,000円	(a)×0.95-1,355,000円	(a)×0.95-1,255,000円																																																										
10,000,000円~	(a)-1,955,000円	(a)-1,855,000円	(a)-1,755,000円																																																										
公的年金等の 収入金額 (a)	公的年金等の所得金額(小数点以下切捨て)																																																												
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額(※2)																																																												
	1,000万円以下の場合	1,000万円を超え 2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合																																																										
1~3,299,999円	(a)-1,100,000円	(a)-1,000,000円	(a)-900,000円																																																										
3,300,000~4,099,999円	(a)×0.75-275,000円	(a)×0.75-175,000円	(a)×0.75-75,000円																																																										
4,100,000~7,699,999円	(a)×0.85-685,000円	(a)×0.85-585,000円	(a)×0.85-485,000円																																																										
7,700,000~9,999,999円	(a)×0.95-1,455,000円	(a)×0.95-1,355,000円	(a)×0.95-1,255,000円																																																										
10,000,000円~	(a)-1,955,000円	(a)-1,855,000円	(a)-1,755,000円																																																										

所得の種類	概要	必要経費等
雑	<p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">公的年金等の所得金額 マイナスの時は0円</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">業務に係る雑所得、その他の雑所得のない方は申告書おもて面②欄「⑦」と「⑩」へ転記</p>	<p>1. 公的年金等の収入金額(a)とは… 公的年金等の源泉徴収票の「支払金額」です。源泉徴収税額などを差し引いた後の金額ではありません。</p> <p>2. 源泉徴収票が複数ある場合… すべての「支払金額」を合計して(a)に記入し、公的年金等の所得金額を計算してください。</p> <p>3. 源泉徴収票を紛失している場合… 各年金の支払元で再交付を受けてください。 年金額改定通知書等では代用できません。</p>
⑧業務	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものについての所得  内訳は申告書うら面⑨欄に記入	その収入を得るために支出した費用、掛金等 ★最高65万円まで経費が認められる特例があります。この場合、報酬等と個人年金を合わせた必要経費の限度額も65万円になります。
⑨その他	生命保険契約に基づく年金、互助年金など、ほかの所得に当てはまらない所得  内訳は申告書うら面⑨欄に記入	
⑪総合課税の譲渡所得	船舶、会員権、機械器具等の資産の譲渡による所得 ★商品や原材料などのたな卸資産は除かれます。 コ 短期譲渡…取得の日から譲渡の日までの所有期間5年以下 サ 長期譲渡…取得の日から譲渡の日までの所有期間5年超  内訳は申告書うら面⑩欄に記入	取得及び譲渡に要した費用 ★①コ、サ、シ(一時)の欄は収入金額から必要経費及び50万円(特別控除)を引いた金額を記入します。 (1/2前) ★②⑪の欄はコ+{(サ+シ)×1/2}の金額を記入します。 (1/2後)
⑫一時	生命保険・損害保険の満期返戻金、競輪・競馬の払戻金(営利を目的とする継続的行為から生じたものを除く。)など一時的所得  内訳は申告書うら面⑩欄に記入	取得した費用、掛金等 ★収入-必要経費-50万円(特別控除)=シシ×1/2=⑪ ※収入-必要経費がマイナスの場合、一時所得は0円となります。

山林所得、土地・建物等の譲渡所得、株式等の譲渡所得、退職所得、先物取引に係る所得がある方は、『市民税・県民税申告書(分離課税等用)』をあわせて提出してください。用紙は市役所及び各市民センターに準備しています。

## 『所得から差し引かれる金額』について

記入例④⑤

次の説明を参考に、控除の内訳…申告書おもて面『③所得から差し引かれる金額に関する事項』控除額…申告書おもて面『④所得から差し引かれる金額』を記入してください。

種類	控除の概要と控除額等	
⑬社会保険料控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている、国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料、雇用保険料等を前年中にあなたが支払ったり、あなたの給与・年金から差し引かれた場合に控除されます。</p> <p>★あなた以外の親族が受け取る年金から差し引かれた保険料(特別徴収分)は、あなたの控除の対象になりません。 ★年金から差し引かれた保険料(特別徴収分)については、年金の源泉徴収票の「社会保険料の額」欄に記載されています。</p>	<p>○支払った金額のわかる証明書又は領収書を添付してください。</p> <p>申告書おもて面③「⑬社会保険料控除」の欄に、実際に支払った保険料の内訳を記入してください。</p> <p>支払った金額の全額④⑬へ 円</p>
⑭小規模企業共済等掛金控除	前年中にあなたが支払った小規模企業共済法に規定された共済契約(旧第二種共済契約を除く。)に基づく掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金がある場合、その合計額が控除されます。	<p>○支払った金額のわかる証明書を添付してください。</p> <p>支払った金額の全額④⑭へ 円</p>



種類	控除の概要と控除額等																										
<p style="text-align: center;">(15) 生命 保険料 控除  一般 個人年金 介護医療</p>	<p>次の表に当てはめて、控除額を計算してください。</p> <p>★一般分・個人年金分・介護医療分をそれぞれ新旧に分けて計算し、最後に合計してください。</p>	 <p>あなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人とする一般の生命保険料、介護医療保険料又はあなたやあなたの配偶者を受取人とする個人年金保険料を支払った場合に控除されます。</p> <p>○保険料控除証明書を添付してください。</p> <p>(a)それを表にあてはめてABCを計算します。</p>																									
	<h3 style="background-color: #e6a2d9; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">新制度の計算</h3> <p>平成24年1月1日以降に締結した保険契約等の場合</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">新生命保険料支払額 →</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">年間合計 (a)</td> <td style="width: 60%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>新個人年金保険料支払額 →</td> <td style="text-align: right;">年間合計 (a)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>介護医療保険料支払額 →</td> <td style="text-align: right;">年間合計 (a)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">新生命保険料控除額 A</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>新個人年金保険料控除額 B</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>介護医療保険料控除額 C</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	新生命保険料支払額 →	年間合計 (a)	円	新個人年金保険料支払額 →	年間合計 (a)	円	介護医療保険料支払額 →	年間合計 (a)	円	新生命保険料控除額 A	円	新個人年金保険料控除額 B	円	介護医療保険料控除額 C	円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>各(a)の保険料の支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~12,000円</td> <td>(a)の金額全額</td> </tr> <tr> <td>12,001~ 32,000円</td> <td>(a) × 0.5 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001~ 56,000円</td> <td>(a) × 0.25 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円~</td> <td>一律 28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">小数点以下切上げ</p>	各(a)の保険料の支払額	控除額	~12,000円	(a)の金額全額	12,001~ 32,000円	(a) × 0.5 + 6,000円	32,001~ 56,000円	(a) × 0.25 + 14,000円	56,001円~	一律 28,000円
	新生命保険料支払額 →	年間合計 (a)	円																								
	新個人年金保険料支払額 →	年間合計 (a)	円																								
	介護医療保険料支払額 →	年間合計 (a)	円																								
	新生命保険料控除額 A	円																									
新個人年金保険料控除額 B	円																										
介護医療保険料控除額 C	円																										
各(a)の保険料の支払額	控除額																										
~12,000円	(a)の金額全額																										
12,001~ 32,000円	(a) × 0.5 + 6,000円																										
32,001~ 56,000円	(a) × 0.25 + 14,000円																										
56,001円~	一律 28,000円																										
		<p>(b)それを表にあてはめてDEを計算します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>各(b)の保険料の支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~15,000円</td> <td>(b)の金額全額</td> </tr> <tr> <td>15,001~ 40,000円</td> <td>(b) × 0.5 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001~ 70,000円</td> <td>(b) × 0.25 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円~</td> <td>一律 35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">小数点以下切上げ</p>	各(b)の保険料の支払額	控除額	~15,000円	(b)の金額全額	15,001~ 40,000円	(b) × 0.5 + 7,500円	40,001~ 70,000円	(b) × 0.25 + 17,500円	70,001円~	一律 35,000円															
各(b)の保険料の支払額	控除額																										
~15,000円	(b)の金額全額																										
15,001~ 40,000円	(b) × 0.5 + 7,500円																										
40,001~ 70,000円	(b) × 0.25 + 17,500円																										
70,001円~	一律 35,000円																										
		<p>申告書おもて面 ③ 「⑯生命保険料控除」の欄に、実際に支払った保険料支払額(a),(b)を記入してください。<u>計算した控除額ではありません。</u></p>																									
	<p>A + D = F (上限28,000円) B + E = G (上限28,000円)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">算出した ADF の中で 一番大きい額      算出した BEG の中で 一番大きい額      算出した C の額</p> <p>H 円      I 円      C 円</p>	<p>H + I + C (最高額は70,000円) ④ ⑯へ 円</p>																									

種類	控除の概要と控除額等												
	<p>次の表に当てはめて、控除額を計算してください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p><b>地震保険料の計算</b></p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td>地震保険料支払額</td></tr> <tr><td>年間合計 (a)</td><td>円</td></tr> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>旧長期損害保険料の計算</b></p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td>旧長期損害保険料支払額</td></tr> <tr><td>年間合計 (b)</td><td>円</td></tr> </table> </div> </div>			地震保険料支払額	年間合計 (a)	円	旧長期損害保険料支払額	年間合計 (b)	円				
地震保険料支払額													
年間合計 (a)	円												
旧長期損害保険料支払額													
年間合計 (b)	円												
⑯ 地 震 保 険 料 控 除	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th style="padding: 2px;">控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td style="padding: 2px;">(a)の金額の2分の1 小数点以下切上げ (控除限度額は 25,000円)</td></tr> </tbody> </table> </div> <div style="margin-right: 20px;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #ffffcc;"> <p>算出した 地震保険料控除額</p> <p>A      円</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th style="padding: 2px;">(b)の金額</th><th style="padding: 2px;">控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td style="padding: 2px;">~5,000円</td><td style="padding: 2px;">(b)の金額全額</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">5,001~ 15,000円</td><td style="padding: 2px;">(b) × 0.5 + 2,500円 小数点以下切上げ</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">15,001円~</td><td style="padding: 2px;">一律 10,000 円</td></tr> </tbody> </table> </div> <div style="margin-right: 20px;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #ffffcc;"> <p>算出した 旧長期損害保険料控除額</p> <p>B      円</p> </div> </div> <div style="background-color: #ffcccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>★一つの契約で(a)と(b)両方ある場合はどちらかを選択</p> </div>	控除額	(a)の金額の2分の1 小数点以下切上げ (控除限度額は 25,000円)	(b)の金額	控除額	~5,000円	(b)の金額全額	5,001~ 15,000円	(b) × 0.5 + 2,500円 小数点以下切上げ	15,001円~	一律 10,000 円	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他に親族が常時居住している家屋・家財を保険の目的とした地震保険料及び平成18年12月31日までに締結し、保険期間が10年以上の、満期返戻金が支払われる契約で、平成19年1月1日以降に契約変更していない、長期損害保険料を支払った場合などに控除されます。<b>火災保険は対象になりません。</b></p> <p>○保険料控除証明書を添付してください。</p> <p>申告書おもて面 ③ 「⑯地震保険料控除」の欄に、実際に支払った保険料支払額(a),(b)を記入してください。</p> <p style="text-align: right;">A+B (最高額は25,000円)      ④ ⑯へ      円</p>	
控除額													
(a)の金額の2分の1 小数点以下切上げ (控除限度額は 25,000円)													
(b)の金額	控除額												
~5,000円	(b)の金額全額												
5,001~ 15,000円	(b) × 0.5 + 2,500円 小数点以下切上げ												
15,001円~	一律 10,000 円												
⑰ 寡婦控除 (※3)	<p>夫と死別又は離婚した後再婚をしていない方や夫が生死不明の方で、前年中の合計所得金額(※2)が500万円以下であり、かつ、子以外の扶養親族がある場合に控除されます。</p> <p>夫と死別又は夫が生死不明の方で、前年中の合計所得金額(※2)が500万円以下の場合に控除されます。</p>	260,000円	<p>あなたが、左の要件のいずれかを満たす場合に控除されます。なお、住民票の続柄に「夫(末届)」「妻(末届)」と記載がある方は、寡婦控除・ひとり親控除の対象外です。</p> <p>申告書おもて面 ③ 「⑰寡婦控除」、「⑯ひとり親控除」の欄の、該当する箇所にチェックを入れてください。</p> <p>④ の⑰か⑯へ      円</p>										
⑯ ひとり親 控 除 (※3)	<p>婚姻歴に関わらず、前年中の合計所得金額(※2)が500万円以下の単身者であり、かつ総所得金額等(※1)が58万円以下の生計を一にする子がある場合に控除されます。</p>	300,000円	<p>申告書おもて面 ③ 「⑯ひとり親控除」の欄に記入してください。</p> <p>④ の⑯へ      円</p>										
⑲ 勤労学生 控 除 (※3)	<p>大学、高等学校等の学生や生徒（通信学生を含む。）で、合計所得金額(※2)が85万円以下であり、そのうち自己の勤労による所得が10万円以下である場合に控除されます。</p> <p>申告書おもて面 ③ 「⑲勤労学生控除」の欄に学校名を記入してください。</p>	260,000円	<p>○学生証等を提示又は写しを添付してください。</p> <p>④ ⑲へ      円</p>										
⑳ 障害者 控 除 (※3)	<p>(a) 普通障害者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障害者手帳に身体上の障害がある旨の記載がある方</li> <li>○精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている方</li> <li>○精神保健指定医などの判定により知的障害とされた方</li> <li>○福祉事務所長に障害者として認定された方 など</li> </ul>	260,000円	<p>あなたや、あなたの同一計画配偶者又は扶養親族（16歳未満を含む。）が、左の要件を満たす障害者である場合に控除されます。</p> <p>○障害者手帳等を提示又は写しを添付してください。</p> <p>申告書おもて面 ③ 「⑳障害者控除」の欄に、該当者氏名、個人番号、障害の程度を記入してください。</p> <p>④ ⑳へ      円</p>										
	<p>(b) 特別障害者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障害者手帳の障害の程度が1級又は2級の方</li> <li>○精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級・療育手帳④又はAの方</li> <li>○精神保健指定医などの判定により重度の知的障害とされた方</li> <li>○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方 など</li> </ul>	300,000円											
	<p>(c) 同居特別障害者</p> <p>(b) に該当し、かつあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族と同居している場合</p>	530,000円											

 兩方ある場合は合計額を  
**④ ⑯  
⑲ ⑳へ**

種類	控除の概要と控除額等							
(21) 配偶者控除(※3)	前年中のあなたの合計所得金額(※2)が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額(※2)が58万円以下である場合に控除されます。右の表により算出してください。 ★他の所得者の扶養親族とされる方や、事業専従者、内縁関係の妻(夫)は除きます。	配偶者の合計所得金額			あなたの合計所得金額			
					900万円以下	900万円超 950万円以下		
		配偶者控除	70歳未満	58万円以下	330,000円	220,000円		
		配偶者控除	70歳以上 (昭和31年1月) (1日以前生まれ)		380,000円	260,000円		
					110,000円	130,000円		
(22) 配偶者特別控除(※3)	前年中のあなたの合計所得金額(※2)が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額(※2)が58万円を超える133万円以下である場合に控除されます。右の表により算出してください。 ★夫婦の双方が、お互いに配偶者特別控除の適用を受けることや、お互いに配偶者控除と配偶者特別控除の適用を受けることはできません。 ★事業専従者、内縁関係の妻(夫)は除きます。	配偶者特別控除	58万円超100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円		
			100万円超105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円		
			105万円超110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円		
			110万円超115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円		
			115万円超120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円		
			120万円超125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円		
			125万円超130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円		
			130万円超133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円		
同一生計配偶者(※3)	あなたと生計を一にする配偶者のうち、前年中の合計所得金額(※2)が58万円以下である方をいいます。 ★前年中のあなたの合計所得金額(※2)が1,000万円超である場合、配偶者控除の適用はありませんが、同一生計配偶者として扶養の人数に含まれ、その同一生計配偶者が障害者に該当する場合は、障害者控除の適用を受けることができます。 ★他の所得者の扶養親族とされる方や、事業専従者、内縁関係の妻(夫)は除きます。							
(23) 扶養控除(※3) ・ 16歳未満の扶養親族(※3)	あなたと生計を一にする親族の前年中の合計所得金額(※2)が58万円以下の場合に控除されます。 ★親族とは、6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。 ★他の所得者の扶養親族とされる方や、事業専従者は除きます。	年少扶養	平成22年1月2日 ～令和7年12月31日生まれ（16歳未満の方） 控除の適用はありませんが、非課税判定等に必要です。					
		一般扶養	平成22年1月1日以前生まれ（16歳以上で下段以外の方）		330,000円			
		特定扶養	平成15年1月2日 ～平成19年1月1日生まれ（19歳～22歳の方）		450,000円			
		老人扶養	昭和31年1月1日以前生まれ（70歳以上の方）		380,000円			
		同居老親等	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属（父母、祖父母など）で、あなたや配偶者と同居している場合		450,000円			
(24) 特定親族特別控除(※3)	あなたと生計を一にする親族で、特定親族に該当する場合に控除されます。 右の表により算出してください。 ★特定親族とは、平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ（19歳～22歳）で、前年中の合計所得金額(※2)が58万円を超える123万円以下である方をいいます。 ★他の所得者の配偶者や、事業専従者は除きます。	特定親族の合計所得金額		特定親族特別控除				
		58万円超95万円以下		450,000円				
		95万円超100万円以下		410,000円				
		100万円超105万円以下		310,000円				
		105万円超110万円以下		210,000円				
		110万円超115万円以下		110,000円				
		115万円超120万円以下		60,000円				
		120万円超123万円以下		30,000円				

種類	控除の概要と控除額等				
㉕ 基礎控除	右の表により算出してください。合計所得金額が2,400万円超の場合は、3段階で減少し、2,500万円を超える場合は適用外となります。	合計所得金額(※2)	基礎控除	基礎控除の金額  ④ ㉕へ 円	
		2,400万円以下	430,000円		
		2,400万円超 2,450万円以下	290,000円		
		2,450万円超 2,500万円以下	150,000円		
		2,500万円超	0円		
㉗ 雑損控除	次の表に当てはめて、控除額を計算してください。				
	(A) 損害金額	(B) 保険金などで補填される金額	(C) 差引損失額(A-B)	あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族（前年中の総所得金額等が58万円以下の方）が有する資産等が、災害・盗難・横領などで損失を受けた場合に控除されます。 ○災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書などを添付してください。 申告書おもて面 ③ 「㉗雑損控除」の欄に、左の(A)(B)(E)の金額を転記してください。 ④ ㉗へ 円	
	円	円	円		
	総所得金額等(※1) × 10%	(D) (C) 一総所得金額等 × 10%			
	小数点以下切捨て 円	円			
㉘ 医療費控除	(E)(C)のうち災害関連支出の金額	(F) (E) - 5万円		あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、前年中に医療費又はスイッチOTC医薬品の購入費を一定の金額以上支払った場合に控除されます。 ○「B 保険金などで補填される金額」には、健康保険から給付される高額療養費、生命保険会社からの入院給付金、手術給付金等を記入します。 申告書おもて面 ③ 「㉘医療費控除」の欄に、左のA, B, Cの金額を転記してください。 C-Fの金額 (最高額は200万円) ④ ㉘へ マイナスの時は0円 円	
	円	円			
	医療費控除				
	A 支払った医療費等	B 保険金などで補填される金額	C 医療費実質負担額(A-B)		
	円	円	円		
㉙ セルフメディケーション税制	D 総所得金額等(※1)	E ( D × 5% )	F 10万円とEの少ない方の金額	申告書おもて面 ④ 「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入し、 ③ 「㉘医療費控除」の欄に、左のA, B, Cの金額を転記してください。 C-12,000円 (最高額は88,000円) ④ ㉙へ 円	
	円	円	円		
	セルフメディケーション税制				
	A 支払った金額	B 保険金などで補填される金額	C 医療費実質負担額(A-B)		
	円	円	円		

※1 総所得金額等とは…損失の繰越控除後の総所得金額（申告書⑫の金額）、株式等の譲渡所得等の金額、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等の金額、先物取引の雑所得の金額、特別控除額を控除する前の分離課税の譲渡所得の金額、山林所得金額、退職所得金額（分離課税分を除く。）の合計額をいいます。

※2 合計所得金額とは…上記の総所得金額等の説明文の、「損失の繰越控除後」を「損失の繰越控除前」と読み替えたものをいいます。

※3 寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除・障害者控除・同一生計配偶者（配偶者控除）・配偶者特別控除・扶養控除・特定親族特別控除に該当するかどうかは前年12月31日の現況で判定します。（前年中に死亡した扶養親族の場合は死亡時の現況で判定）

## 次の事項に該当する方は、申告書のうら面に記入が必要です。

- 前年中に事業専従者がいる場合は、申告書うら面 **11** 欄に氏名等を記入してください。
- 別居の扶養親族等がいる場合は、申告書うら面 **12** 欄に氏名、個人番号等を記入してください。
- 寄附金税額控除の適用を受ける場合は、申告書うら面 **14** 欄に寄附金額を記入してください。
- 所得金額調整控除の適用を受ける場合は、申告書うら面 **15** 欄に氏名等を記入してください。
- 前年中に所得のなかった方は、申告書うら面 ◆前年中に所得のなかった方◆ の該当項目にチェックを入れてください。

## 市民税・県民税が課税されない方

	扶養親族がいる方	扶養親族がない方
均等割が課税されない方	合計所得金額(※2)が次の金額以下の場合 35万円×(扶養親族数+1)+31万円	合計所得金額(※2)が45万円以下の場合
所得割が課税されない方	総所得金額等(※1)が次の金額以下の場合 35万円×(扶養親族数+1)+42万円	総所得金額等(※1)が45万円以下の場合
均等割も所得割も課税されない方	○生活保護法の規定による生活扶助を賦課期日時点で受けている方 ○障害者・未成年者（平成20年1月3日以後に生まれた方）・寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額(※2)が135万円以下の方	

★16歳未満の扶養親族及び同一生計配偶者も均等割・所得割算定の際は上記の扶養親族数に算入します。

## 令和7年中所得に関する

# 令和8年度分の市民税・県民税から電子申告が始まります

「マイナンバーカード」を利用して市民税・県民税の申告ができます。  
申告会場に出向くことも、申告書の記載・印刷・郵送も必要ありません。  
スマートフォンやパソコンから「eLTAX個人住民税電子申告システム」に簡単にアクセスできます。  
eLTAX（エルタックス）とは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。



### Q 電子申告には何が必要ですか？

A ■申告に使用するスマートフォンやパソコンが必要です。※ご利用には別途通信料がかかります。

スマートフォンで申請する場合：ICカード読み取り機能付きのスマートフォンが必要となります。また、マイナポータルアプリのインストールがされていない場合はインストールが必要となります。

パソコンで申請する（スマートフォンでマイナンバーカードを読み取る）場合：パソコン及びICカード読み取り機能付きのスマートフォンが必要となります。また、スマートフォンへのマイナポータルアプリのインストールがされていない場合はインストールが必要となります。

パソコンで申請する（ICカードリーダーでマイナンバーカードを読み取る）場合：パソコン及びICカードリーダーが必要となります。また、パソコン用のマイナポータルアプリのインストール、ブラウザ拡張機能の設定及びICカードリーダーの接続設定がされていない場合はインストールや設定が必要となります。

■申告者を特定・確認するため、電子申告にはマイナンバーカードが必要です。

券面事項入力補助用パスワード（数字4桁）

署名用電子証明書用パスワード（英数字6～16桁）の入力が必要です。

※マイナンバーカードには、有効な署名用電子証明書が搭載されている必要があります。

■申告内容を確認するための書類（詳細は、3ページをご確認ください。）が必要です。

■申告受付完了等の連絡を受信するメールアドレスが必要です。

マイナポータルアプリ対応機種  
(マイナポータルホームページ)



詳しくは  
こちら

### Q いつでも電子申告できますか？

A 令和8年度分の申告は、令和8年3月16日（月）までに申告する必要があります。

ただし、システムは24時間・365日利用できますので、申告期限までに申告できなかつた方や申告義務はないけれど申告する方は隨時の申告が可能です。※メンテナンス時間を除きます。

### Q 電子申告した申告書は印刷できますか？

A 申告完了時に申告書をPDF形式でダウンロードできますので、

必要に応じて印刷してください。

電子申告について  
(吳市ホームページ)

吳市ホームページからもeLTAX  
個人住民税電子申告システムにアクセスできます。



詳しくは  
こちら